



小型充電式電池等の分別収集及び有害ごみの対象品目変更の 試行実施について

亀山市は、来年1月から3月まで、小型充電式電池やこれを取り外すことが困難な充電式家電を破砕粗大ごみの「危険ごみ」として、また、環境省の「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に基づいた廃製品を「有害ごみ」として、分別収集を試行的に実施します。

本市では現在、小型充電式電池やこれを取り外すことが困難な充電式家電を破砕粗大ごみと分類しています。一方、近年、小型充電式電池等を廃棄物として収集・処理する際に、パッカー車や破砕処理施設で衝撃が加わったことにより発火する事故が全国で急増しています。

このことから、安心・安全な廃棄物処理を行うとともに、小型充電式電池のリサイクルに資するため、「危険ごみ」として分別収集を試行するものです。

また、破砕粗大ごみの「有害ごみ」については、現在、水銀使用が疑われる廃製品を対象としているところですが、今後は、環境省の「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に基づいた廃製品を「有害ごみ」として分別収集に取り組みます。

市民の皆様におかれましては、安心・安全な廃棄物の収集にご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、この分別収集の試行については、広報かめやまや市ホームページ、行政情報番組等により市民の皆様へ周知を図り、円滑な実施に向け取り組みます。

詳細につきましては、別紙資料をご覧ください。